

本庄市マスコット「はにぼん」着ぐるみの使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本庄市のマスコット「はにぼん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出し)

第2条 市長は、着ぐるみの貸出しを希望する者が企画し、又は実施する催事等において、市のイメージの向上につながると認める場合に限り、着ぐるみを貸し出すことができる。

2 前項の場合において、着ぐるみの貸出しは、市の業務に支障を及ぼさない範囲に限るものとする。

3 着ぐるみを貸し出す期間は、原則として貸し出した日から5日以内とする。

(貸出しの申請)

第3条 着ぐるみの貸出しを希望する者は、あらかじめ、着ぐるみ貸出承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、貸出しを希望する日の3か月前の日の属する月の初日から7日前までの間に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸出しの承認)

第4条 市長は、前条の申請があった場合、当該申請内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しを承認するものとする。

(1) 第2条に規定する貸出しの主旨に反するとき。

(2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(3) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(4) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

(5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(6) その他その使用が著しく不相当であると市長が認めるとき。

2 前項の規定による承認は、着ぐるみ貸出承認書（様式第2号）により、不承認は、着ぐるみ貸出不承認書（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 着ぐるみの貸出しに係る使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第 6 条 第 4 条の規定による承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 貸出期間を遵守すること。

(3) 着ぐるみ使用状況報告書 (様式第 4 号) 及び使用写真等を提出すること。

(4) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第 7 条 貸出しの承認を受けた者が前条に掲げる事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱に反したときは、市長は、貸出しの承認を取り消すとともに、以後の貸出しを承認しないものとする。

2 前項の場合において、貸出しの承認を取り消された者は、直ちに着ぐるみを市に返還しなければならない。

3 第 1 項の規定により貸出しの承認が取り消された者に損害が生じて、市長は、その責めを負わない。

(原状回復)

第 8 条 着ぐるみを汚損又は毀損した場合は、貸出しを受けた者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が着ぐるみの補修又はクリーニングが必要と認めるときは、貸出しの承認を受けた者は、これに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 9 条 着ぐるみの貸出しの承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承することはできない。

(市の免責)

第 10 条 着ぐるみの使用に起因する事故等により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に対し与えた損害に対し、市長は、その責めを負わない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成 2 5 年 8 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

着ぐるみ貸出承認申請書

年 月 日

（あて先）本庄市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

（担当者）氏名
連絡先

下記のとおり、本庄市マスコット「はにぼん」の着ぐるみの貸出しを受けたいので申請します。

記

イベント名	
イベント実施日	年 月 日（ ） から 日間
使用方法	
使用場所	
貸出期間 （貸出日～返却日） * 最長で5日間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

イベント内容の分かる資料を添付してください。

年 月 日

様

本庄市長

着ぐるみ貸出承認書

年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの貸出しについては、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

イベント名	
イベント実施日	年 月 日（ ） から 日間
使用方法	
使用場所	
貸出期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

- 2 本庄市マスコット「はにぼん」着ぐるみの使用に関する取扱要綱を遵守してください。
- 3 本庄市マスコット「はにぼん」着ぐるみ取扱説明書に従って使用してください。
- 4 使用後は、着ぐるみ使用状況報告書（様式第4号）を使用写真と共に提出してください。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

本庄市長

着ぐるみ貸出不承認書

年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの貸出しについては、下記のとおり不承認とします。

記

（不承認理由）

様式第4号（第6条関係）

着ぐるみ使用状況報告書

年 月 日

（あて先）本庄市長

使用者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

（担当者）氏名
連絡先

下記のとおり、本庄市マスコット「はにぼん」の着ぐるみ使用状況を報告します。

記

イベント名	
イベント実施日	年 月 日（ ） から 日間
着ぐるみ使用時間	
使用場所	
イベントの様子 （はにぼん活動報告 に使用させていただ く場合があります。）	
その他	

*** 報告書の提出と併せて、使用状況写真（画像データ可）の提出をお願いします。**

着ぐるみを汚損・毀損した場合には補修又はクリーニングをお願いします。